

竹田市郵便入札要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、書留郵便により特定の期間の入札書を提出する入札（以下「郵便入札」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要綱は、竹田市会計課契約検査室（以下「契約検査室」という。）が執行する物品、その他業務委託等に関する契約に係る競争入札に適用する。ただし、契約検査室以外の執行案件についても適用することができる。

(入札公告及び指名入札通知)

第3条 郵便入札を行う場合は、竹田市契約事務規則（平成17年竹田市規則第59号）第28条の規定に基づく一般競争入札の公告又は同規則第43条第3項の規定に基づく指名競争入札の通知（以下「公告等」という。）において、次に掲げる事項も併せて公告等をするものとする。

- (1) 入札書の提出方法
- (2) 入札書の提出期限
- (3) 入札書の提出先
- (4) 郵便入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (5) 入札辞退届の提出先
- (6) その他必要と認める事項

(入札に係る費用の負担)

第4条 郵便入札に係る費用は、入札の結果にかかわらず、郵便入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の負担とする。

(入札書等の提出方法)

第5条 入札参加者は、一般書留又は簡易書留による郵送（以下「郵送等」という。）の方法により、公告等で指定する期間内に公告等で指定された入札書及び必要な書類（以下「入札書等」という。）を提出しなければならない。ただし、郵送が困難な場合等においては持参を認めるものとする。

2 前項の規定により郵送等によって入札書等を提出する場合は、次により作成し

た外封筒及び中封筒の二重封筒を用いなければならない。

- (1) 中封筒には、入札書等を入れて封かん及び封印し、封筒の表面に入札者の商号又は名称、公告等に記載の案件名及び入札書在中の旨を記載すること。
- (2) 外封筒には、入札書等を同封した中封筒を入れて封かんし、入札者の商号又は名称、公告等に記載の案件名及び入札書在中の旨を記載し、宛名を公告等で指定した提出先とすること。
- (3) 前2号の規定により同封する書類は、公告等で指定されたものを優先すること。

3 第1項ただし書きにより持参する場合は、外封筒は不要とする。

(入札書の撤回等)

第6条 入札書等は、撤回、書換え又は引換えをすることができない。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札書等を提出した後においても、開札までの間に入札辞退届を公告等で指定された提出先へ提出した場合にあっては、当該入札を辞退することができる。この場合において、入札辞退届の提出があった者の入札書は開封せず、提出された入札書等は返却しないものとする。

(入札の効力)

第8条 竹田市契約事務規則（平成17年竹田市規則第59号）第34条各号及び物品・その他業務委託等競争契約入札心得に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する郵便入札は、無効とする。

- (1) 第5条に規定する郵送等又は持参の方法によらない入札
- (2) 公告等において提出の求めがある場合において、必要な書類が同封されていない入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札回数及び開札)

第9条 郵便入札における入札回数は、2回を限度とする。

2 開札の結果、最低入札金額が予定価格を超過している場合は、当該入札は不落札となり、概ね3日以内に応札者に対し、最低入札価格額を付し再度の入札に係る通知等を発送するものとする。

3 再度の入札において、最低入札金額が予定価格を超過している場合は、当該入札は不落札となり、随意契約その他の方法により取り扱うものとする。

4 郵便入札の開札は、公告等に示す開札の日時及び場所において公開で行うもの

とし、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

5 第5条第2項に規定する中封筒を提出した者の数が2者に満たないときは、不成立とし、開札を行わないものとする。

6 開札の結果、落札者となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、落札者の決定を保留し、くじにより落札者を決定するものとする。

7 前項におけるくじの方法については、市長が別に定める。

(入札の延期等)

第10条 郵便入札において、郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は入札の取消しをすることができる。この場合において、入札参加者が損失を受けることがあっても、市は、その責めを負わないものとする。

(入札結果の通知)

第11条 市長は、郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに経過及び結果を当該落札者に口頭又は書面により連絡するとともに、入札結果を契約検査室又は競争入札を執行した所属において閲覧に供するものとする。

(異議の申立)

第12条 入札参加者は、この要綱、関係法令等に基づく入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書等が提出期限までに到達しなかった場合についても同様とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。